当院からのお知らせ

①生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱの新設について

令和６年６月１日より厚生労働省の診療報酬改定が行われ、生活習慣病（高血圧・糖尿病・脂質異常症）の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取り組みを推進するため特定疾患療養管理料から高血圧・糖尿病・脂質異常症が除外され「生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ」が新設されます。
患者さまには個々に応じた目標設定や血圧、体重、食事、運動等に関する具体的な指導内容を記載した「療養計画書」へ初回のみ署名をいただくことになります。
ご理解とご協力をお願いいたします。

②長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ、

・ 28 日以上の長期の処方を行うこと
・ リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

令和６年６月１日　武川病院　院長